

省庁再編後の博物館に係る文部省の行政体制について

文部省生涯学習局社会教育課 文化庁文化部地域文化振興課

はじめに

来年1月の省庁再編を控え、現在移行に向けてその準備が進められているところである。文部省は科学技術庁との統合だけでなく、国立科学博物館をはじめとして、独立行政法人に移行する機関もあり、転換期を迎えているといえる。ここでは再編を控え、文部省及び文化庁の博物館行政に関する取扱いがどのようになるかについて述べてみることにする。

1 再編後の文部科学省の体制

中央省庁等改革の1つとして、現在23府省庁が平成13年1月6日より、13府省庁に再編される。これに伴って、文部省と科学技術庁が統合されて「文部科学省」となり、新しい組織は、大臣官房、生涯学習政策局、初等中等教育局、高等教育局、科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局、スポーツ青少年局、総括官の1官房7局1官及び文化庁の編成となる。

生涯学習政策局は政策課、学習情報政策課、調査企画課、生涯学習推進課、社会教育課、男女共同参画学習課の6課体制となる。

文化庁は主として政策の企画立案に関する機能を担う文部省の外局として従来と同様に位置づけられることになっている。文部科学省設置法においては、文化庁の任務は、「文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗務に関する行政事務を適切に行うこと」とされている。このため、国際課を設け国際文化交流を総合的に推進するとともに、国際的な著作権政策の一層の推進を図る組織作りを目指すこととした。また、国立劇場、新国立劇場、芸術文化振興基金の運営等、日本芸術文化振興会に関する事務は、文化部芸術文

化課において一元的に所管することとした。このように、中央省庁の再編にあわせて、文化庁においても、政策官庁として政策の実施体制の充実・強化を図ったところである。

一方、従来文部省・文化庁の施設等機関であった国立科学博物館、国立博物館、国立美術館、国立国語研究所、国立文化財研究所は、平成13年4月から、独立行政法人に移行することになる。これにより、予算の単年度主義に拘束されないなど弾力的で柔軟な会計制度の運用が可能となること、独立行政法人に対する主務大臣の監督・関与が法律により限定されることなど、法人の自主性・自律性が拡大することが期待される。なお、独立行政法人は独立採算性を前提とするものではなく、国の予算において所要の財源措置を行うものとされている。現在の東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館は独立行政法人国立美術館、東京国立博物館と京都市国立博物館、奈良国立博物館は独立行政法人に移行することになっている。各独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館に対しては、事業運営等に必要経費として、運営費交付金、施設費補助金等の要求を、平成13年度概算要求において行っている。

2 博物館に関する所掌事務見直しにおける留意点

この省庁再編に伴い、博物館に関する所掌事務の見直しも行われた。

博物館は、博物館法第2条において、歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する実物や標本等の各種資料の収集・保管及びそれらの資料の展示や教育普及活動の実施、並びに資料に関する調査研究を実施することとされており、これらの活動を通じて地域社会に様々な学習サービスを提供

する社会的資本として、我が国の教育・文化の発展に大きく貢献している。

博物館は、一方で社会教育法第9条に基づく「社会教育施設」としての役割と、他方で文部科学省設置法第4条第81号に基づく「文化施設」としての役割の2つの要素を合わせ持っている。これらの役割を踏まえた上で、新しい体制での今後の博物館に関する取扱いについては次のとおりである。

3 再編後の博物館に係る担当部局

博物館に関する所掌事務については、文部科学省組織令において次のように規定されている。

○第30条（社会教育課の所掌事務）

- ・第1号：社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（以下省略）
- ・第3号：社会教育のための補助に関すること（以下省略）
- ・第5号：公立の図書館（学校図書館を除く）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助に関すること（以下省略）
- ・第7号：地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（以下省略）
- ・第8号：教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（以下省略）
- ・第10号：国立科学博物館の組織及び運営一般に関すること。

○第121条（文化庁美術学芸課の所掌事務）

- ・第2号：文化施設のうち美術館及び歴史に関する博物館に関すること

これらの規定の意味するところは、博物館制度全般に関する取りまとめ及び社会教育施設としての観点からの振興策は、従来どおり博物館法を所管する生涯学習政策局社会教育課が行い、文化施設としての観点からは文化庁が行うものであり、この点については、美術館及び歴史博物館につい

ても同様である。具体的には、社会教育施設としての博物館に対しては生涯学習政策局社会教育課が、文化施設としての美術館・歴史博物館に対しては文化庁文化財部美術学芸課がそれぞれ指導・助言・援助することとなる。これを受けて文部科学省組織規則では、文化財部美術学芸課に美術館・歴史博物館を振興するための「美術館・歴史博物館室」の設置を規定している。

なお、学芸員の資質向上や博物館制度に関わる税制改正等のうち、博物館全般に係る取りまとめは生涯学習政策局が、また、美術館及び歴史博物館における学芸員の資質向上や協議会の設立、定期的な会議の開催等、個別具体的な事項については、文化庁が生涯学習政策局と連携・協力しながら行う。

文化庁では、従来から、公私立の美術館については、文化施設を所掌する文化部地域文化振興課において所掌し、文化庁文化財部美術学芸課では、建造物以外の有形文化財である国宝又は重要文化財の保存及び活用に関することを扱っており、その一環として、それらを所蔵する博物館・美術館について、所掌してきた。今回の組織再編により、これまで文化部と文化財保護部で分かれて所掌されてきた歴史系の博物館および美術館に関する事務を、文化財部美術学芸課の美術館・歴史博物館室において、一元的に所掌させることでその機能の充実を図ることとしている。

今後は、絵画、彫刻、工芸、古文書、考古資料、歴史資料等の建造物以外の有形文化財である国宝又は重要文化財（＝ソフト）と、これらを所蔵するための施設である美術館・博物館（＝ハード）を一体として扱うことにより、一層充実した施策の展開が期待できる。

4 今後の取り組み

文部省ではこれまで述べてきたとおり、省庁再編後も引き続き社会教育課で博物館法を所管し、博物館全般に関わることを所掌することから、博物館行政に関する文部省の取り組みのスタンスは、基本的に大きく変わることはない。

博物館等展示・サービスの充実として、「親しみ博物館づくり事業」（博物館をより身近な楽しい施設とするため、参加体験型の展示やハンズオン〈触る、経験する〉活動の推進。）「子ども科学・

ものづくり教室支援事業」(公民館、科学博物館等と連携し、科学・ものづくり教室を実施。)[科学系博物館活用ネットワーク推進事業](地域において拠点となる博物館を中心に複数の博物館と学校、青少年教育施設、他の社会教育施設との連携協力事業を市町村が実施する経費の補助。)

調査研究活動の充実として、「海外の博物館との連携方策に関する調査研究」(社会の情報・コミュニケーション技術の高度化が急速に進展している中で、国内博物館の活性化、高度化する学習者へのニーズへの対応、学芸員の資質向上、博物館を通じた国際交流及び相互理解の増進を図ることを目的として、海外の博物館との連携方策についての調査研究)[生涯学習施策に関する調査研究](地域の教育力の活性化等、生涯学習の振興を図る上で緊急に対応する事業を行う生涯学習関係団体(博物館関係団体含む)への助成。)

学芸員の資質の向上として、「社会教育研修支援事業」(都道府県における社会教育研修体制整備を図るため、学芸員、社会教育主事等の研修に要する経費を補助。)[博物館学芸員等専門研修](学芸員等の専門的な知識・技術の一層の向上を図るため、海外の博物館への長期派遣研修の実施。)

博物館施設・設備の整備支援として「学習活動支援設備整備事業」(公立博物館等の情報化関連設備や高齢者・障害者に配慮した設備等の整備費補助。)などを取り組んできた。

今後とも博物館の機能をより活性化させるための施策を実施していきたい。

5 文化庁における今後の取組

文化庁ではもとより、21世紀に向けた文化振興のため、文化活動の拠点とも言える美術館・博物館が魅力的なものとなるよう、その活性化を図っていくことが極めて重要であるという認識のもと、これまでも種々の振興方策を行ってきた。例えば美術館・博物館の機能を最大限に発揮し、人々の学習ニーズの多様化・高度化に的確に応じていくために、学芸員などの職員の資質向上を図るための人材の養成(キュレーター研修の実施等)、我が国を代表する文化施設である国立美術館・博物館の施設及び機能の充実(収蔵品の充実、九州国立博物館(仮称)、ナショナル・ギャラリー(仮称)の基本設計等の実施等)、我が国の国公立の美術館・博物館が所有している美術館・文化財など優れた文化の所産に触れる機会の拡大(美術品・文化財全国巡回展等の充実、美術体職連携・博物館所蔵の考古資料相互活用促進事業等)などの施策に取り組んできた。

これら施策については、今後とも各般の状況に応じ、逐次、推進・充実に努めていく。

社会の変化が進む中で、美術館・博物館が国民の感性や知的欲求を満たす「心のインフラストラクチャー」としての役割を果たすために、その機能を最大限発揮できるよう、各般の施策を充実させていきたい。今回の組織再編に伴う美術館・博物館行政の実施体制の変更は、その一助となるであろう。